

# クリーンセンター建設経過 と Q & A

平成 10 年 3 月 岡山県が「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定

平成 10 年 12 月 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会設立

(津山ブロックでの新クリーンセンター建設への取り組みが開始される)

当時は、津山市・富村・奥津町・上齋原村・加茂町・阿波村・鏡野町・中央町・久米町・柵原町・勝央町・奈義町・勝北町・大原町・東粟倉村・西粟倉村・作東町・勝田町・美作町・英田町の 20 市町村で新クリーンセンター建設に取り組むこととなった。

平成 18 年 7 月 6 日 津山ブロック協議会で新クリーンセンター取組方針の変更決定

**Q：なぜ、それまで建設予定地としていた綾部地区を見直すことにしたの？**

A：綾部地区では、地元で根強い反対があったこと、27 億円以上の用地・補償費が必要であったことなど事業を進める上で大きな問題点があり、あらためて公正・透明な手法で適地の選定を行うべきであると考えたからです。建設適地選定については、公募・立候補制とすることを決めました。

平成 18 年 8 月 31 日 ごみ処理センター建設適地選定委員会（適地選定委員会）の設置

**Q：適地選定委員会ってなに？**

A：適地選定委員会は、公募要件を決めるとともに、立候補した地区について総合的かつ科学的手法により最も建設適地にふさわしい地区の選定を行う第 3 者機関として設置したものです。委員会は、学識経験者、地域住民代表、公募委員など 14 名で構成され、委員会での議論はホームページで公開するなど市民に開かれた審議を行いました。

○平成 18 年 9 月 15 日～12 月 15 日 新クリーンセンター建設候補地公募開始

(領家地区など 9 つの地区から応募がありました。)

**Q：領家地区の応募申請には瑕疵があったの？**

A：応募要件や要件の解釈、取り扱いについては全て適地選定委員会で協議して決定してきました。領家地区の申請については適地選定委員会が定めた条件を満たしており瑕疵はありません。

○平成 19 年 5 月 30 日 適地選定委員会での最終選定

(選定の結果、第 1 位を領家地区、第 2 位を為本ほか地区、安井地区として、津山ブロック協議会に答申を行いました。)

○平成 19 年 6 月 25 日 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会総会で、新クリーンセンター建設候補地を領家地区とすることを決定

## ○平成 20 年 5 月 23 日 新クリーンセンター施設配置案決定

(領家町内会対策委員会において焼却施設・リサイクル施設・最終処分場等の施設配置案を決定しました。)

### Q：領家地区では最終処分場に反対があったのではないの？

A：領家町内会との建設協議の中で最終処分場を分離できないかとの申し入れがありましたが、国の廃棄物処理の指針ともなっている灰の資源化という方針を示し理解をいただきました。

## 平成 20 年 10 月 1 日 環境影響評価現地調査着手

## 平成 20 年 10 月 3 日 技術審査委員会設置

(津山ブロックの新クリーンセンターに最もふさわしいごみ処理方式・事業方式について審議する第 3 者機関として、学識経験者など 6 名の委員で構成されました。)

## 平成 21 年 1 月 20 日 美作市・西粟倉村が津山ブロック協議会を脱退

### Q：なぜ、美作市・西粟倉村は津山ブロックを脱退したの？

A：津山ブロック 7 市町村（津山市・美作市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町・西粟倉村）では、平成 20 年 12 月 25 日の準備組合議会で一部事務組合理約案について承認していましたが、美作市議会（平成 21 年 1 月 14 日開催）は一部事務組合設立議案を否決しました。このため、美作市は津山ブロックを脱退することとなり、合わせて美作市にごみ処理を委託している西粟倉村も脱退したものです。

## 平成 21 年 2 月 12 日・17 日 5 市町（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町）議会にて、一部事務組合（津山圏域資源循環施設組合）設立議案を可決

## 平成 21 年 3 月 9 日 岡山県知事が津山圏域資源循環施設組合設立を許可

## 平成 21 年 4 月 1 日 津山圏域資源循環施設組合設立

### Q：津山圏域資源循環施設組合ってなに？

A：津山圏域資源循環施設組合は、津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町の 5 市町で構成する一部事務組合で、新クリーンセンター施設の建設及び管理運営を行います。一部事務組合とは、地方自治法に定められた特別地方公共団体で、組合には構成 5 市町議会から選出された組合議員で構成される組合議会を設けています。

## 平成 21 年 6 月 23 日 技術審査委員会答申

(ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」とされました。)

## 平成 21 年 10 月 9 日 第 1 回津山圏域資源循環施設組合議会臨時会（平成 21 年度当初予算などを議決）

## 平成 21 年 10 月 28 日 組合管理者会で、ごみ処理方式・事業方式の決定

(ごみ処理方式は「ストーカ・セメント原料化方式」、事業方式は「DBO方式」とすることを決定しました。)

### Q：これまでごみ処理方式は溶融方式と聞いていたけど、なぜストーカ・セメント原料化方式に変わったの？

A：技術審査委員会では、最終的にごみ処理方式について、「ストーカ・セメント原料化」、「ストーカ・灰溶融」、「シャフト式ガス化溶融」の3つの方式で検討しました。その結果、「二酸化炭素排出量が少ないなど環境保全性が高い」、「これまでの実績から信頼性が高い」、「建設費・運営費が安く経済性が高い」などにより「ストーカ・セメント原料化」が最も高い総合評価となりました。この技術審査委員会での答申結果について管理者会で検討・協議し、津山圏域の新クリーンセンターでは答申どおり「ストーカ・セメント原料化方式」を取り入れることを決定したものです。

### Q：セメント原料化では灰を持ち出して処理をすると聞いたが、最終処分場に埋めるよりも経費が高くなるのではないの？

A：新クリーンセンターでは全ての焼却灰をセメント原料として再資源化を図るため、専門の処理工場に運搬・処理するための経費がかかりますが、最終処分場に埋める場合に比べて薬剤処理費が不要となること、最終処分場の建設費・設備費・維持管理費が安くなることなどから、相対的に経費が高くなることはありません。

### Q：灰を埋めないのなら最終処分場はいらないのでは？

A：最終処分場は灰を埋めるためだけに作られるものではありません。領家地区の新クリーンセンターではリサイクルセンターでの徹底した選別・破碎・資源化処理を行います。どうしても資源化や焼却のできない陶器片やガラス片などが残ります。これらを埋め立てる最終処分場はどうしても必要な施設です。

## 平成 22 年 1 月 14 日 第 3 回津山圏域資源循環施設組合議会臨時会（建設用地の取得を議決）

### Q：建設用地の取得金額は高いのでは？

A：取得金額については、平成 21 年 6 月に行った不動産鑑定評価額（約 4 億 6,000 万円）を参考に組合の用地報償評価調整委員会で交渉限度額を決め地権者と交渉しました。交渉の結果、不動産鑑定評価額よりも約 3,900 万円低い 4 億 2,100 万円でご合意をいただき契約を行ったものです。

### Q：地権者が旧久米町から当時 3 億円で買った土地を組合が 4 億円以上で買ったと言う人もいますが？

A：地権者の取得（平成 4 年から 7 年）金額は、約 4 億 7,500 万円（29.9ha）です。旧久米町が地権者に売ったのはこの内約 23.3ha で金額は約 3 億 1,300 万円です。残りの 6.6ha は地権者が一団の土地とするために約 1 億 6,200 万円で買い足した民有地、国有地です。

**Q:建設予定は産業廃棄物が埋まっているとか、鉛やひ素で汚染されているという人がいるけど大丈夫なの？**

A：建設予定地の2か所に建設廃材と思われるような物が埋められていました。いつ誰が埋めたかは分かりませんが、地権者は自らの責任で全て適正に処理し、組合でも確認しています。

また、組合では、この2か所を含めた建設予定地内の128か所について土壌汚染対策法に基づく詳細な土壌調査を行いました。自然由来の鉛・ひ素など人の健康に害を及ぼす特定有害物質は全て指定基準値未満で事業に問題のないことが分かりましたのでご安心ください。

**Q：建設用地は取得出来たけど、新クリーンセンターはいつできるの？**

A：新クリーンセンターは平成26年度の施設稼働を目指して事業の進捗に努めています。

事業の前提であり、国も交付金の要件でもある土地の取得ができたことにより、事業は大きく前進しました。組合議会開催が約5カ月遅れたことにより事業スケジュールは厳しいものとなっていますが、少しでも遅れを取り戻すよう努力していきます。

**Q：新クリーンセンターはなぜ急がなくてはならないの？**

A：津山ブロック5市町（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・美咲町）では現在4つの焼却施設が稼働していますが、いずれも耐用年数を超え老朽化が進んでいます。特に津山市の大半のごみ処理を行っているごみ処理場（小桁）は築後33年が経過し老朽化が著しく、また、最終処分場についても満杯で使用できず県外に持ち出して処理を行わざるを得ないことから経費が増大しています。

津山ブロックの安定したごみ処理を行うためには、総合的で広域的な新クリーンセンターの早期完成がどうしても必要な状況となっています。

**Q：いろいろな反対運動や訴訟がありますが、領家地区でのクリーンセンター建設が取りやめになることはないのでですか？**

A：領家地区での新クリーンセンター建設は、土地の取得も完了し、環境影響評価も本年中には全てが完了する見込みです。また、焼却方式、事業方式も決定するなど、平成23年度からの本格的な工事着手に向けて着々と準備を進めており、構成5市町においても一致団結して事業推進を図ることの意思統一もできています。

また、地元領家町内会及び郷地区を含む周辺町内会においても事業に対するご理解とご協力をいただいております。不退転の決意で事業に取り組みます。

なお、一部住民による反対運動や訴訟が起きているのは本当に残念ではありますが、今後においてもご理解をいただけるよう精一杯努力したいと考えております。